

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者の状況（R4年度）

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分の事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号						
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			23		23	
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号						
条例で定める事由による場合	地公法第 27 条第 2 項						
合計				23		23	
地公法第 28 条第 4 項により失職した者							
地公法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかった者							

② 懲戒処分者の状況（R4年度）

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分の事由							
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号		1		1	2	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号		3			3	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号		1			1	5
合計			5		1	6	6